

測であつたのかどうか、これはきわめて重大だと思う。通産大臣並びに労働組合と十分話し合いをしているといふことはいたしておりません。しかしながらこの法案が正しく理解されるならば、労働組合側の誤解も解け十分協力してもらえるものと、かように信じておる次第であります。

○石橋国務大臣 遺憾ながらまだ労働組合と十分話し合いをしておるからであるが、大臣の答弁をお願いしたい。政府も一體となって、口だけではなく、それはこ^ういうような事情で経過しておるからであるが、大臣の答弁をお願いしたい。政府も一體となって、口だけではなく、それはこ^うかるのであるのだということを明瞭に一つ開かせていただきたい、御答弁を願いたいのであります。

ほん今後期間もござりまするから労働組合との十分な協議連絡があることとと思ひまするが、これだけの法案をお出しになる、しかるにこういうようなことはまだ何をしておらないということについて、政府としての見方が甘いといふか、あるいは手落ちというかどうかから何も相談しなければできないといふ問題じやない、政府が一定の見通しをお立てになつて、こうすることができた家的見地からいいということであれば、それはけつこうであります、少くとも労働問題といふものについて相当大きな影響が出てくる、そういう影響が出てくるのを必ずや協力するであろうというようなことでお出しになつておられる、あとへいって私の心配するところがこの法案が通過するといふ過程を考えてもなかなか容易じやないといふように考へるのでありまして、これらの点については十分政府としてもお考え願いたいと思います。

ものを作り、すなわち政府がやりに必要なことは、このころはやりのどさうもプローカーの仕事をなすつておらわるような関係に見える。標準価格を引きめになつて、価格操作によって炭鉱の維持をして、そうしてこれで石炭鉱業の規制をやる、そこで石炭の価格を見合つて合理化をするのだ、私はこういう考え方の浅い、全く事務的の考慮に基いておやりになつておるような気がする。大臣が御就任以来石炭鉱業のあり方といふものをほんとうに御検討になつて、ここで本気になって一つ石炭鉱業というものの合理化をはかる、日本の産業のすべての立ち上りの基礎でありますから、ここから始めるのだと、いうような熟意というか、断固たるお考えが私はないよう思ふ。石炭業者の負担において、しかも政府機関の事業団といふものがそこから経費をとつて、そして価格操作でやっていく、重油のボイラー規制でやつしていくといふような、何かこれはプローカーのような仕事です。おそらく政府はいやそろそろ政府はいいやしない、失業者が出てのだから失業者が出ての場合においては、それを救済するのだという予算を用意しておるというようなことをおっしゃるかもしれません。しかしそれは何も石炭鉱業に限らない、いやしくもいかなる場合にあるといたしましても、失業者が出ての場合にはどの政府でもこれを失業対策として、国民の人々々を十分尊重するなど、申しわけ的な説明では私には納得できない。何か私がお尋ねしますから、石炭鉱業の場合においても特にそういう予算をとるからというようなことで、申しわけ的な説明では

いる以外に、通産大臣が大きな觀點から石炭鉱業のあり方というものについて、実は政府として、一体こういうふうな意図のもとでやつておるというのであれば話がわかりますが、事業団としては、石炭鉱業の困つて、もうがたがたになつておるものから、利息を負はしてやるというような甘言をもつてつけて、負けてやつたのを全部とつてしまふ、さらに今トン当たり五百円の赤字を残すというのに、十五円あるいは十八円とか言つておりますが、一トン当りそれだけ負担をとつていく。これでは私は政府としておやりになつておることがどうもけちくさいというか、ゼロ一カ一がこのごろやつておるよう考へ方じやないかと思うのです。他人のふところにおいてこれをやつしていく、こういうような感じがするのであります。これは法案を一覧してのお詫びでございましたらお聞かせ願いたい。
○石橋國務大臣 最初の御質問の統括の労働組合の問題は、全然話し合ひをしてないではありません。今まででも何回か話し合ひをしておりますけれども、まだその話し合ひが十分に熟しておらぬということであります。今後も者自身もやはり相当の犠牲を払うべき質問ですが、ブローカーというのははどういうものか知らぬが、とにかくさつき永井君も言われたように、相当国家資金をこれからつき込む事業なのであります。こういうわけでありますから、業者自身もやはり相当の犠牲を払うべき

だ、ことにいわゆる弱小炭鉱と申しますが、予定では約三百万吨くらいの炭鉱は若干の補償金はもらえるといふながら、その業務をやめていかなければならぬ、こういうわけでありますから、それに対してもう残るところの炭鉱が全然何らの犠牲を払わないということは、やはり不公平だと思う。でありますから残る炭鉱の出炭量において、ある若干の納付金を納める、それから金利を負けますが、全部の炭鉱に均一に、今まで財政資金が出ておるなら大へんいいのでありますから、そこでない、相当違います。そうするとその金利を負けた部分、それから今まで財政資金を借りておるものは、金利負担の軽減によって特別の利益を得るというようなことになりますから、そこで整理がつくものは金利負担分についても、軽減分については大体全額を出してもらうが公平であろう。こういうことで金利の減灘については大体全額を出してもらう、その残りの必要な資金については出炭高によって平均に出してもらう、かような考え方でやっておるのであります。単にブローカーとかあるいはすべて何もかも困難な炭鉱業者の負担によってやろうという意味ではありません。適當な犠牲も払つてもらうというわけであります。

やるという経営者はわざかなんです。所について、私も今ちょっと忘れましたが、企業家としてはたしか十前後しかないと思う。だからこの石炭鉱業合理化全体の問題から考えれば、これは一部なんだ、そんな気がするのであります。非常に困つて頼んでくるから、それはもうおぼれる者はわらをもつかむという状態で、非常に困つておる。毎日つぶれておる。失業しておるというような業界の状態なんです。そこでこれはおそらくこういう小乗的な考え方では、ほんとうに石炭鉱業の合理化という問題が解決されるような方向でないと考える。ほんとうの根本的な解決というものは、この法案がもし通るとなれば、通つたあとでまた大きな解決をしなければならぬような段階にくるのではないか。私はほんとうに石炭鉱業のあり方というものを考えて、この合理化が日本經濟全体の上に及ぼすのでありますから、もつともつと突つ込んだ案が必要なのではないかと思うのであります。しかし政府が今お出しになつて、これが一番いいのだ、べターなんだということを再三お話になつておるのでありますから、これ以上申し上げることは、意見になりますし、議論になりますからやめますが、私としては十分納得できないので、次の機会にまたこれはお尋ねいたしたいと思います。

でありますので、それをベースとしておやりになると思いますが、念のために、一体貸出利息を二分減らすということは、貸出利息のどこをベースとしてそこから二分減らすのか、これはこまかいことになりますが、大事なことでありますから、ちょっとお聞きいた

○石橋國務大臣 大体現在炭鉱が使つております資金は平均して八分五厘ぐらいになると思ひますが、これはいろいろでこぼこがありまして、全部同じではございません。しかし今のあれは、それを六分五厘まで下げよう、こういうことでありますから、八分五厘のものであれば二分下る。それより高ければもう少し下る。それより安いものは二分まで下らない、こういうこととあります。

〔神田川口委員〕もととまかくお尋ねするわけであります。今は平均して八分五厘とおつしやつておられます。が、私のお尋ねしておるのは、今金利の引き下げということが、これは金融機関も考えておれば、実行もしようとしておるわけです。全産業において一分下げようということが、政府の御方針としてこれをやりになつておると思う。全産業として一分下げるなら、その一分は全産業として均霑に浴して、そのほかに二分お下げになるのか、こう聞いておるわけなんです。

○神田(博)委員 くどいようであります
ですが、一般産業の金利が下った場合は、一般産業はその下った金利は、自分のいわゆる合理化なり何なりの留保になるわけです。しかしそれを石炭鉱業の方が六分五厘だというようなことになりますれば、他の産業に比べて全部吐き出さなければならないから、そこで私はお聞きしておるわけなんです。

○石橋国務大臣 極端なことを申せば、一般的の金利が六分五厘以下に下つた場合にはどういうことになるか、こういうようなことになりますが、それはそのときに考えるべきことでありまして、炭鉱の事情もそれまでには相当の変化をしていましようし、今からそれをきめる必要はないかと思ひます。

○石橋國務大臣 二分下げる、こういうふうには言うておらないのです。とにかく炭鉱の金利は六分五厘にする。こういう考え方を持つていてますから、かりに一般の金利が一分下りましても——今までであれば、一般的の金利との差は一分五厘しかない、こういうことになります。しかし全体の金利が下つた場合には、これはあらためて考える必要がある、かように考えます。

そこで次にお伺いいたしたいのですね。
りますが、政府が需要喚起をすると言つておられます、どういうような具体的な需要喚起をなさつておるのであるか、これをお聞きいたしたいのであります。

○石橋国務大臣 これはこまかのことは政府委員からお答えさせますが、たとえばガス事業を奨励するとか、あるいは低品質炭の利用で発電させるとか、あるいは石炭化学の奨励をするとか、かような方法によつて需要喚起をするつもりであります。

○神田(博)委員 これはまた先に詳しく述べました。もう一つお尋ねいたしたいのは、重油規制と申しますが、この法案を拝見いたしますと、今度の石炭鉱業の合理化法案と表

大臣にありますか、しかしながらそのきめるまでの経過としては、生産者、消費者、あるいは労働者というようなな、できるだけ各方面の事情を通じた委員を設けて、審議会を作つて、それに諮問をしてやることになっております。

鉱の閉鎖、買い上げということが、やはり本案の重要なねらいの一つのようあります。この弱体炭鉱、不良稼働しておるものと対象としてお考えになつておられるのか、あるいはすでに閉鎖した、もう事業を休んでいると、いうようなものまで及ぶのであるか、この弱体炭鉱の買い上げの基準と申しましようか、これは十分政府の方でお考えになつておられると思いますが、一体どこの山がその対象になつておるのか。とにかく三百からの炭鉱を閉鎖して、三百百万吨に上る出炭の制限をそれによつてやろうとしているのありますから、これは重要な問題だと思うのです。現に稼働しているものだけ、この法案が公布の日まで稼働したものと対象としておるのか、すでに閉鎖したものも含まれておるのか。

理化政策も燃料総合対策の一環でありますし、重油のボイラーノの規制も同じく総合燃料対策の上から考えておる。この石炭の合理化をやりますには、やはり重油のボイラーノの規制をやって、相互の燃料の、あるいはエネルギーの消費について、適当なあんばいをするということがぜひやら必要でありますから、表裏一体をなしておると解釈してけっこうと存じます。

これは時期の問題が一つと、それからもう一つは大体もう山が予定されておるならば、その山というものは、これだけはけつこうでありますから、お出し願いたいと思います。どういうような基準であるか、これは委員会にもかけるようありますが、しかし時期という問題はこの法案と関連した問題でありますから、政府の方で大体のお腹はきまっているのだろうと思ひますので、一つお聞かせ願いたい思ひます。

○石橋國務大臣 その点も正確には政府委員からお答えさせていただくことにしますが、大体は事業団の判定に基いてやります。それでわれわれの今の考え方としましては、全然閉鎖してしまつた古い炭鉱を買い上げるというようなことは考えておらない。とにかく稼行しているものあるいは非常に困難であるが、とにかく再稼行をする態勢にあります。それでわれわれの今の事業主の申し出によりまして事業団が判定をして買い上げる、かよう

に考えております。
これまで以上は一つ政府委員にお答えをさせます。
○齋藤(正)政府委員 大臣からお答えをいたしました通りでございますが、もう少し具体的に申し上げますと、法律の三十一条に買収の対象となるべき採掘権の基準というものが明示してございまして、その第二号に「その売渡しの申込の日前六月以内に」事業を休止したことがないということを明記してございます。この事業の休止という字句の解釈の問題になるわけでございますが、採掘作業は何らかの理由で中止しておりますが、坑内の保坑と申しますか、いつで

も採掘できる態勢に維持されております場合には、やはり二号の適用がある、こうふうに考えております。その趣旨は、三百万トンというものは生産能力として、三百万トン分を買うことになりますから、政府の方で大体の適用がある、こうふうに考えておる次第であります。
○神田(博)委員 まだいろいろお尋ねいたしたいのですが、もう時間が限られていますから、次の機会に譲ることにいたします。
○田中委員長 多賀谷貢稔君。
○多賀谷委員 まず大臣にお尋ねいたしたいのは、エネルギー総合対策が樹立されおりましたが、エネルギー消費の実績は、アメリカにおきましては、少し年度が古いのですが私の手元に新しい統計がありませんので、一九四九年には十トンになつておる。英国有おりましては四・二トンになつておる。フランスにおきましては一・八トントを数えておるので、日本におきましては一體どの程度が現在において妥当である、またエネルギー総合対策の一応樹立します一九六〇年、昭和三十五年におきましては一人当たり消費量が幾らであるというように考えられておりますが、お尋ねしたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 大臣からお答えをいたしました通りでございますが、もう少し具体的に申し上げますと、法律の三十一条に買収の対象となるべき採掘権の基準として、一・四に満たない、こういう状態では、その後出された資料によりますと、一・四に満たない、こういう状態であります。その結果、これがほど大きな差はお尋ねいたしたいと思います。
○松尾政府委員 お答えいたします。
御承知のように経済総合六カ年計画の策定は、前にしばしば御説明のときに計数は、前にも触れましたように、計数といたしまして最終的な計数にはまだ到達していないわけであります。大体の構想、規模その他は、基調は変わらないにいたしましたが、たとえばただいま御指摘の数字が少し違うのはやむを得ないものと思いますが、これは石炭に換算しますと五年間に二千五百萬トンも違うというような計数を出されている。これはなかなか簡単に計算の方法であります。したけれども、二十八年と二十九年までは、この各種エネルギー供給見通しによると、おのおの実績ですが、そう大差はない。あるいは二十八年はずつと大きくして、二十九年度が案外ずっと下回るという予定になつております。

○多賀谷委員 数字が少し違うのはやむを得ないものだと思いますが、これは石炭に換算しますと五年間に二千五百萬トンも違うというような計数を出されていますが、これはなかなか簡単に計算の方法であります。したけれども、二十八年と二十九年までは、この各種エネルギー供給見通しによると、おのおの実績ですが、そう大差はない。あるいは二十八年はずつと大きくして、二十九年度が案外ずっと下回るという予定になつております。
○石橋國務大臣 その点は、数字に關しましては、一九六〇年、昭和三十五年におきましては一人当たり消費量が幾らであるというように考えられておりますが、お尋ねしたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 その点は、数字に關しましては、一九六〇年、昭和三十五年におきましては一人当たり消費量が幾らであるというように考えられておりますが、お尋ねいたしたいと思います。
○松尾政府委員 ただいま御指摘のございました点は、通産省で計算をいたしました総合エネルギーの計数と経済審議庁で從来やつておりました総合エネルギーの数字との間には若干の数字に食い違いがあることは御指摘の通りであります。その数字の基調にはもちろん食い違いはあるわけではありませんが、たとえば石油の関係におきましては、これを石炭に換算する場合の計数等に若干食い違いがあつた点等に食い違いの

は、御存じのようすに、水力は火力の大体三倍使つておる。七五%が水力、二五%が大体火力であると言われておる。そこで一割豊水ということになりますと、火力の一割でないのですから、そら、水力の一割でありますから、現在八百万トンなら八百万トン、七百万トンなら七百万トン使つておるとすれば、七百万トンの三倍であるから、そうすると二千七百万トンという差が出てくる。一割ふえるかふえないかによつて二千七百万トンの差が出てくる。これを政府の方におきましては一方の方は平水でやり、「一方は豊水で見ておる。こういうことで一体政治ができるでしょか、これは大臣腹を締めてはつきり調整してもらいたい。この点を一つ御答弁を願います。

なるわけであります。虚偽の数字で考
るというなら、今まで虚偽の数字で委
会をごまかしたという政治責任とい
うものは重大であるうと思ひます。もし
過去の数字が正しいとするならば、現在
の石炭鉱業について提出しておるこ
の法案というものはこれは間違いと考
えますから、どっちが正しいと考
えて、どっちが間違いであつたかとい
ふことが明確にならなければ、多賀谷委
員のこれから進めていく論議はできない
と思うのであります。これに対する政治的
責任をわれわれは明らかにしなければ
いけないともに、数字のこまかに
しがどこにあるかということを明確に

これが確実である。しかもその差たるや、二百万トンの石炭の消費量の差でしょ。しかもこの合理化法案の中で一番骨子となるものは、わずか三百万トンの買い上げであります。この基礎だけで二百万トンです。こういうふうな立場のまま捨てておいて論議を進めるということは、非常におかしいことであります。せんか、もう一度お答えいただきたい。

○石橋國務大臣 今ここに出しました数字は、需給の数字でありますので、十分慎重に、間違いないのないように計算をいたしたのであります。電力の経理の問題の方は、今まで歴史とにとられておった方式によってやつておったのであります。現在はさつき申しましたように問題がありますので、それは今検討を加えておる次第であります。

○永井委員 多賀谷委員の現在の質問は、政府の提出した資料に基いて論議を進めたのですが、その数字に重大な間違いがあるということであるならば、これは資料としての資料になりますから、これについて一つ吟味するため、暫時休憩をいたしまして、事後の取扱いについて相談をいたしたいと思います。

○内田委員長代理 永井君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長代理 それでは暫時休憩をして、理事会を開きます。

午前十一時五十二分休憩

○石橋国務大臣 先ほど申し上げましたように、今二つ問題がありまして、一つは経審の数字と、今回石炭合理化法案について通産省から出した数字とに狂いがある。これは経審の方は、先ほど経審の方からお答えしたように、三十四年度以下の数字はただいまさらに検討中でありますて、この検討が加えられればこれはおそらく通産省の数字とはほぼ一致するものになるようになります。しかしながら正確にはさらに経審の方に連絡いたしまして、次の機会にお答えいたします。

〔内田委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つは、電気料金を計算する場合の石炭の需要量、それから今回の合理化法案における石炭の電気にに対する需要量との食い違いであります。これも先ほどお答え申し上げましたように、この電気料金の計算は、ずっと前からの歴史がございまして、いわゆる平水によつて計算をしておる。そうするとたゞいま、昨年度でありますか、昨年度におきましても八百万トン以上の石炭を必要とする。これは電気の分だけを考えてその安全率をとれば八百万トン要るという数字が出ざるを得ないわけです。しかしながら実際にはそれでは需要が幾らあつたかというと、六百万トン程度で、すでに二百万トンの食い違いがあつたために、石炭鉱業は現状においてそれだけでも打撃を受けておるのでありますから、私どもは石炭合理化法案を御審議願う場合に、実際の需要量に合せてやらなければなりません。

ばならぬ。こういう立場から今日御審議を願いました数字を見たのであります。しかしながら、何としましてもそこに食い違いがあるということは事実でありますから、これはただ数字の食い違いではなく、考え方、目的の食い違いであります。それについてもなお十分公益事業局の方と連絡し、石炭局との間の問題を調整いたしまして、次の機会にお答えすることにいたします。さようなわけでありますから、それはそれとして、どうか御審議の御継続を願いたいと思うのであります。

○田中委員長 ちょっと速記をやめます。

（速記中止）

○田中委員長 速記を始めて。本法律案に対する質疑は後日行うこととしたします。

○田中委員長 ちよっと速記をやめます。

れており又は阻害される虞がある場合に、適切な需給調整その他取引の安定を確保するための措置を講ずることができるようにして改める。

第二条第一項を次のように改める。

する。

この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種のうち、左の各号に掲げる要件に適合するものにつき政令で指定するものとする。

一 当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む。以下同じ。)の過去一年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されていること。

二 過度の競争により当該業種に係る製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害されおり又は阻害される虞があること。

第十五条のうち第一号、第二号及び第三号中「製品の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第二号」に改め、第六号中「各号」を「第一号」に改め、第八号中「各号」を「第二号」に改め、第六号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の品質又は品種に関する制限(これらの制限を確保するための検査を含む。)についての総合調整計画の設定及びその実施

第十六条第一項中「生産設備に関する制限」の下に「若しくは原材料の購入数量に関する制限」を加え、同号中「原材料の検査」を「検査」に、第三号中「各号」を「第一号」に改め、第六号中「各号」を「第二号」に改め、第八号中「各号」を「第二号」に改め、第六号中「前七号」を「前八号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の三 第二十九条の二の見出し中「許可等」を「制限」に改める。

第三十条第三項中「若しくは同条第三項但書」を削る。

第三十四条第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の規定に基いてした命令、処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によつてしたものとみなす。

第二十七条中「から第十四条まで」を「第十四条」に改める。

第二十九条のうち第一項中「適用

員のためによるその借入」を「あつ旋(あつ旋に代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に

に対する貸付を含む。)」に、第八号中「前七号」を「前八号」に改め、第六号中「各号」を「第一号」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 組合員が生産をする指定業種に係る製品の品質又は品種

に関する制限(これらの制限を確保するための検査を含む。)

同条第三項第一号中「各号」を「第二号」に改める。

びその関連産業に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認めるとときに限り」を「当該業種に属する中小企業の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずると認めるときは」

する過度な競争による弊害は、顕著なものがあります。中小企業がわが国

の経済に占めておりまする重要性にかかる過度な競争による弊害は、顕著なものがみ、すみやかにこれが対策を講じて、業界を安定せしめる必要があるこ

とは申しません。中小企業

の経済に占めておりまする重要性にか

かる過度な競争による弊害は、顕著な

ものがみ、すみやかにこれが対策を講じて、業界を安定せしめる必要があるこ

とは申します。申します。申します。

申します。

ものとして発動することは、必ずしも実態に合わないで、これを削除し、第一項に基く命令と同様の取扱いによることとした点であります。

第三は、調整組合及び同連合会の事業範囲を拡張しまして、製品の品質または品種に関する制限を行うことができるようにし、調整活動の強化をはかった点であります。

以上、改正法案の提案の理由と大要につきまして御説明申し上げたのであります。何とぞすみやかに御審議いただきまして御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○田中委員長 本案に対する質疑は後日に行います。

本日の会議はこの程度にとどめまして、次会は明二十九日午前十時より特定の物質の輸入に関する臨時措置に関する法律案等の審議を行う予定であります。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十年七月一日印刷

昭和三十年七月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局